

第29号議案

中野区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和8年2月27日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、一般型乳児等通園支援事業に係る設備及び職員の基準の特例等について規定を整備する必要がある。

中野区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例 の一部を改正する条例

中野区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年中野区条例第37号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第10条の見出し及び同条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第13条の見出しを「（虐待等の禁止）」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第16条第6号中「乳児及び幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「並びに」を「その他の」に改める。

第18条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第20条第3項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第22条の次に次の1条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は、適用しない。

第26条後段を削る。

第27条中「及びその」の次に「乳児等通園支援事業所の」を加え

る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。